

409 地方公務員の臨時的任用期間の延長事業

1. 特例を設ける趣旨

構造改革特別区域において、地方公共団体が地域固有の課題に即応した効率的かつ弾力的な人事行政を可能とするため、特例措置として、地方公務員の任用について、一定の場合に1年を超えた臨時的任用を認めるものです。

2. 特例の概要

地方公共団体が臨時的任用を行おうとする場合に、構造改革特別区域における人材の需給状況等にかんがみ後任が確保できない等の一定の要件の下に、採用した日から3年を超えない範囲内に限り、6月を超えない期間で更新することができるようにするものです。

3. 基本方針の記載内容の解説

(1) 任用期間等

- ・ 1回の任期：6ヶ月以内
- ・ 任用期間：3年以内（更新回数制限なし）

(注) 既に地方公務員法第22条第2項又は第5項により臨時的任用されている者を、当該特例の臨時的任用として引き続いて任用する場合には、従前の任用期間と通算して3年以内となります。

(2) 特例が認められる場合

- ① 特区における人材の需給状況等にかんがみ、現行の臨時的任用の任期（最大1年）満了後に必要な資格を有する後任が確保できない場合

例えば、保育業務等の需要が一時的に増大した場合、保育士といった専門職を必要だけ配置しようとする場合に、資格職ゆえに人材が必ずしも確保できない場合等が想定されます。

- ② 実務に従事させることを通じて、特区における特定分野の人材育成に資すると認められる場合に、1年を超えた臨時的任用が必要なとき

特定分野における人材の育成を進めている場合で、一時的な従事であることから、正式任用には馴染まないような場合が該当します。例えば、臨床研修が義務づけられている医師を公立病院において臨床研修医として受け入れる場合等が想定されます。

- ③ 特区における事務事業の見直しに応じた一時的な組織又は定数の改廃等に対処する場合に、1年を超えた臨時的任用が特に必要なとき

事務事業の見直しを計画的に推進するにあたり、業務量が一時的に変化するよう

な場合に、正規職員の増減による対応によることなく、効率的かつ機動的に対処するような場合が該当します。例えば、特定の地域において保育業務等の需要が急増するような場合、当該地域内における比較的余裕がある他の部門の組織や定数の改廃等と合わせて臨時的任用を弾力的に活用することにより、地域住民のニーズに効率的かつ機動的に対処するような場合等が想定されます。

(3) 更新時の取扱い

更新しようとする場合、上記(2)の①～③(構造改革特別区域法第24条第1項各号)に掲げるいずれかの要件に該当していなければ更新することができませんので、更新の都度、要件に合致しているかについて確認する必要があります。

(4) 適正な実施を確保するための措置

当該特例の臨時的任用においては、任用期間が最大で3年まで延長されますので、任命権者が自発的に臨時的任用が適正に実施、運用されることを確保するための必要な措置を講ずることとしており、具体的には、以下のような措置が考えられます。

① 今般の特例に係る適正な定数管理及び職員数の公表

臨時的任用職員については、職員定数の規定が適用除外(地方自治法第172条第3項)されているところですが、任用期間が延長されることから、適正な運用の確保、住民への説明責任という見地から、対外的に分かるような形で今般の特例に係る職員数を管理、公表することが考えられます。

② 職員の分限に関する条例案の提案

地方公務員法第22条第2項等に基づく臨時的任用職員については、同法第28条等の分限の規定等は適用されませんが、今般の特例においては、任用期間が延長されることから、身分保障の見地から、臨時的任用された職員の分限について条例で定めることができるとする地方公務員法第29条の2第2項に基づき、本特例により臨時的任用された職員について、この分限に関する条例を定めることが考えられます。

③ 資格要件の制定

資格要件について、人事委員会を置く地方公共団体においては人事委員会はこれを必要に応じて定めるものとしておりましたが、同様に人事委員会を置かない地方公共団体においても、採用しようとする職の適格者を得るための資格要件を任命権者が定めることが考えられます。

4. 特区計画及び添付書類の記載にあたって特に留意すべき点

構造改革特別区域計画の別紙「5 当該規制の特例措置の内容」の欄に特に記載する事項は次のとおりです。

(1) 構造改革特別区域法第24条第1項各号に掲げる要件に該当すると判断した根拠を示す、例えば以下のような内容

○1号要件の場合

- ・任用しようとする職が資格要件を必要とする職であること
- ・当該地域の人材の需給状況等により後任の確保が困難であること等

○2号要件の場合

- ・当該特定分野の人材の育成と当該職に1年を超えて任用することとの関係等

○3号要件の場合

- ・事務事業の見直し、職制又は定数の改廃等の状況と当該職に1年を超えて任用することとの関係等

(2) 構造改革特別区域法第24条第6項に基づく必要な措置の内容

- ・臨時的任用の状況の公表その他の当該臨時的任用の適正な実施を確保するために任命権者が講ずる措置の具体的内容（講ずる措置に係る計画でも可）

5. 当該特例に関して特に必要な添付書類

- ・上記4.(2)に記載する必要な措置が既に講じられている場合は、例えば条例、規則の写し等、その内容が確認できる資料
- ・人事委員会が既に当該任用に係る資格要件を定めている場合は、規則の写し等、その内容が確認できる資料

4 1 2 条例による事務処理の特例に係る事務の合理化事業

1. 特例を設ける趣旨

都道府県において、事務処理特例条例によって市町村（特別区及び都道府県の加入しない広域連合を含む。以下同じ。）に事務を移譲した場合に、経由を含めた一切の事務を行う必要がなくなることにより、都道府県の事務について大きな合理化効果が期待されます。また、このような場合、国・地方を通じた行政事務の合理的かつ円滑な処理にも資すると考えられます。

2. 特例の概要

都道府県が、事務処理特例条例を定めることにより、都道府県知事の権限に属する特定の事務のすべてを市町村において処理することとしている場合で、当該都道府県の事務の合理化を図る観点から適切であり、かつ、国、当該都道府県及び当該市町村を通じた事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがないと認めるときに、当該特定の事務に関し当該市町村が行うこととされる国の行政機関との協議又は国の行政機関への申請等について、都道府県を経由せず行うことができるようにするものです。

3. 基本方針の記載内容の解説

(1)「都道府県知事の権限に属する事務のすべてを市町村が処理することとなる場合」については、この要件が満たされない場合に、都道府県による経由を行わないこととしても、都道府県には引き続き自ら処理する事務が残り、大きな合理化効果は期待できないものと考えられますので、事務のすべてを市町村が処理することが必要です。

なお、「都道府県内において、当該事務のすべてを市町村が処理することとなる場合」とは、都道府県内のすべての市町村が事務を処理することとなる場合だけでなく、仮に事務が移譲されたとしても当該事務を処理することがない市町村（例：港湾に係る事務の移譲を行う場合の海に面しない市町村）以外のすべての市町村が事務を処理することとなる場合も含まれます。

(例) A県に計5市が存在する場合の考え方

①本事業が想定しているケース

都道府県の権限に属するある事務を5市すべてが処理することとなり、A県が引き続き経由を行う場合、適切に経由事務を処理するため必要となる相当程度の専門知識等の蓄積を必要とするが、5市すべてに係る経由を行わないこととすれば、こうした蓄積を行う必要がなくなり、大きな事務の合理化効果が期待できる。

②本事業の対象とならないケース

当該事務を4市が処理することとなるケースでは、A県は4市に係る経由を行わないこととしても、残りの1市に係る事務を自ら処理することから、引き続き相当程度の専門知識等の蓄積を要し、大きな事務の合理化効果は期待できない。（逆に、引き続き経由を行うこととしても、経由を行わない場合に比して追加的な専門知識の蓄積等の必要性は小さい。）

(2)「国、当該都道府県及び当該市町村を通じた事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがない」ことについては、都道府県を経由することが

①国の便宜を図ること

②都道府県に必要な事実を承知させ併せて意見を徴すること

といった「国、当該都道府県及び当該市町村を通じた事務の適正な遂行」のために必要である場合、地方自治法第252条の17の3第3項の適用除外を認めることは適当ではなく、こうした場合に該当しないことが必要となります。

(想定される支障事例の3つの類型)

①市町村と国の協議等の件数が多大であるため、都道府県が経由しないことにより、国の事務が多大となり事務の適正な遂行ができないケース

②市町村と国の協議において、都道府県が経由しないことにより都道府県による意見の添付がなく、このため国（又は市町村）が適切な判断ができず（あるいは国（又は市町村）が都道府県の意見を求めることにより事務が多大となり）、事務の適正な遂行ができないケース（市町村からの申請のケースも同様）

③都道府県が経由しないため、市町村と国の協議等の内容を把握できず、都道府県における、それに関連する事務の適正な遂行ができないケース

4. 特区計画及び添付書類の記載にあたって特に留意すべき点

(1) 特区計画の認定申請者

特区計画の認定申請を行えるのは、原則として都道府県に限ります。ただし、都道府県とその事務を処理する市町村が連名で申請を行うことはできません。

(2) 構造改革特別区域の範囲

特区計画の区域の範囲は、原則として当該都道府県の全域とします。ただし、将来的にも移譲し得る当該特例の事務が想定されない市町村の区域を除

くことができます。

(3) 市町村の意見聴取

本特例措置の認定を受けるにあたっては、構造改革特別区域法第4条第3項に基づき、都道府県は関係市町村の意見を聴かなければなりません。なお、関係する市町村からの意見には、計画が「円滑かつ確実に実施されると見込まれ」ないと考えられるような特段の問題が示されていないことが必要です。仮にそのような意見が出されている場合には、当該問題を解消するための措置を記述する必要があります。

(4) 認定申請の時期

特区計画の認定申請が可能となる時期は、認定（予定）日において、当該廃止しようとする経由事務に係る本体事務について事務処理特例条例が施行されることが確実であると見込まれることが要件となります。具体的には、認定申請までに、当該条例が公布されているか、または都道府県議会で議決されていること等が必要となります。

(5) 当該規制の特例措置が適用される個別の事務とその開始の日

特区計画の別紙に、事務処理特例条例名、施行（予定）日、公布（予定）日を示した表並びに対象となる個別の事務ごとにその経由事務の廃止時期（特例措置の適用開始時期）、事務の移譲時期及び適用除外される市町村を示した表を作成して下さい。

(例) 事務処理特例条例の日程を示す表

事務処理特例条例名	施行（予定）日	公布（予定）日	備考
〇〇条例	〇〇年〇月〇日 （予定）	〇〇年〇月〇日 （予定）	

(例) 当該規制の特例措置の適用の開始の日を示す表

条例による事務処理の特例の結果、〇〇県に代わって、市町村が国の行政機関と行うものとする協議又は許認可に係る申請等	事務の移譲時期	経由を廃止する時期（適用開始日）	除外される市町村	備考

〇〇法第〇条の規定により〇〇大臣に対して行う〇〇の協議	〇〇年 〇月〇日	〇〇年 4月1日 (予定)	—	
〇〇法〇〇令の規定により〇〇大臣が行う許可についての申請	〇〇年 1月(予定)	〇〇年 1月(予定) (※1)	〇〇市 〇〇町 〇〇村	(※1) (※2)

(※1) 経由を廃止する年月日を事前に確定できない場合は、当該時期を特定できる関連情報を備考欄に記載してください(例:「認定の日以降、経由事務に係る本体事務に関する事務処理特例条例が施行される日」)

(※2) 全市町村を対象として移譲しない事務については、適用が除外される市町村へ移譲しうる事務が当面想定されない理由を備考として記載して下さい。

(6) 構造改革特別区域計画の意義

本特例措置を活用することにより

- ①都道府県の事務についてかなりの合理化効果が期待できること
- ②移譲する事務の趣旨、処理方法及び量等に照らし、国、当該都道府県及び当該市町村を通じた事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがないことを明記して下さい。

5. 当該特例に関して特に必要な添付書類

以下の書類を添付して下さい。

- (1) 市町村から聴取した意見の概要(特区法第4条第6項に基づくもの)
- (2) 事務処理特例条例の写し
- (3) 個別の事務ごとの申請、協議等の過去5年間の各年の件数
- (4) 工程表(4.(5)の日程を示すとともに、今後追加が予定されている事務等があれば記載)
- (5) 調整する方法(市町村から意見があり対応を要する場合の措置等)

また、参考資料として、以下の書類も添付して下さい(認定に必須の書類ではありませんが、経由事務廃止後の申請、協議等の事務の円滑化を図るために可能な限り添付して下さい)。

- (1) 各市町村担当課、連絡先(電話番号等)一覧
- (2) 関係省庁の担当課、連絡先(電話番号等)一覧

※関係省庁の担当課については、対象となる事務が国の出先機関を経由する場合は、出先機関の担当課として下さい。

6. その他

(1) 認定申請前の準備

認定にあたっては、事務を所管する省庁と十分な調整をする必要があるため、本特例措置の認定申請を予定している場合は、できる限り早めにご相談ください。

(2) 関係市町村への通知

都道府県知事は、本特例措置の計画認定を受けたときは、遅滞なく、その旨を関係市町村の長に通知しなければなりません（特区法第15条第2項）。関係市町村が、認定された計画の具体的内容を通知されることにより、国との協議等の事務の円滑化が図られます。

(3) 計画変更の手続

本特例措置が適用される事務を追加する場合は、随時変更で申請できます。

4 1 3 救急隊の編成の基準の特例適用の拡大による救急隊編成弾力化事業

1. 特例を設ける趣旨

救急需要の増大にともない救急隊の出場件数が増加傾向にある中、地域によっては、軽症事案を取り扱い中に同一地域で発生した重篤な事案に対して救急救命処置の開始が遅れるなどの事例が発生しています。このため、構造改革特別区域として救急隊の編成の基準について特例措置を設けることにより、救命率の向上を図るものです。

2. 特例の概要

原則として、救急隊は、救急自動車 1 台及び救急隊員 3 人以上をもって編成すべきとされていますが、構造改革特別区域においては、当該区域内に設置された消防機関が、

- ①緊急通報受信時における傷病者の緊急度・重症度の適切な識別
- ②救急自動車 1 台及び救急隊員 2 人により出動し、救急現場において不測の事態が生じた場合における、あらかじめ定めた基準及び要領に基づく 3 人以上の救急隊員による速やかな措置
- ③通信指令管制業務を行う施設に常駐する医師による、通信指令員及び救急隊員に対する指導または助言

を行うことができる体制を確立していることを要件として、傷病の程度及び緊急に搬送する必要性が著しく低いと合理的に判断される傷病者を医療機関その他の場所へ搬送する場合には、救急自動車 1 台及び救急隊員 2 人による救急隊の編成を可能とするものです。

3. 基本方針の記載内容の解説

- (1)「緊急通報を受けたときに聴取した傷病者に関する外傷、特殊傷病及び疾病等の情報並びに既往症その他の情報を電子計算機に入力することにより、当該傷病者の傷病の程度及び緊急に搬送する必要性を体系的且つ自動的に識別するための仕組み」及び「通報を受けた時から出動するまでの手順」の作成にあたっては、地域メディカルコントロール協議会などとも協力・連携し、緊急度・重症度の高い傷病者を低いものと誤認するリスク（アンダートリアージ）を極小化するなど十分な検証及び分析を行った上で、当該仕組み及び手順（プロトコル）により、迅速かつ的確に傷病者の緊急度・重症度を判断できることが必要です。

（参考）「救急業務におけるトリアージに関する検討会 報告書」

（平成 19 年 3 月）

(<http://www.fdma.go.jp/neuter/topics/houdou/190412-2/190411houdou.pdf>)

- (2) 「救急自動車 1 台及び救急隊員 2 人で出動することにより、傷病者を搬送する上で危険を生じるおそれがあると判断する場合については、適用しない」とは、本特例は、消防法施行令第 44 条第 1 項ただし書に基づき、救急業務の実施に支障がない場合について定めるものであることから、例えば、交通量が特に多く交通事故が多発する高速道路や一般自動車専用道路など、傷病者を搬送する上で医学的な問題以外の事情により危険が生ずると考えられる場所への出動する場合については、地方公共団体の適切な判断により、原則どおり、救急自動車 1 台及び救急隊員 3 人以上で出動することとするものです。

4. 特区計画及び添付書類の記載にあたって特に留意すべき点

(1) 特区計画の認定申請者

特区計画の認定申請を行うことができる地方公共団体は、市町村又は地方自治法（昭和 22 年法律 67 号）第 284 条第 1 項の一部事務組合もしくは広域連合であって、消防法（昭和 23 年法律第 186 号）第 2 条第 9 項による救急業務を実施する地方公共団体（すなわち、役場や消防団が救急搬送業務を実施する場合や委託常備市町村を除く。）に限ります。

(2) 構造改革特別区域の範囲

特区計画の区域の範囲は、原則として、認定に係る地方公共団体の全域とします。ただし、傷病者の搬送先である医療機関その他の場所が構造改革特別区域外であっても、構造改革特別区域内に設置された消防機関が搬送を行う場合については、同様に特例措置の適用を行うことができます。

(3) 特区計画の意義及び目標

本特例措置を活用することにより、

- ①認定を受けた地方公共団体が設定する構造改革特別区域において、救命率の向上が期待できること
- ②特例措置の適用により他の部隊に配置となった救急隊員の効果的な活用が図られること

を記載してください。

また、本特例措置の活用が救急業務の適正な遂行に支障を及ぼす恐れがな

いことを明記した上で、従来の体制からの改善点及び達成目標を記載してください。

5. 当該特例に関して特に必要な添付書類

地方公共団体が設置する消防機関が、基本方針の別表1「特例措置の内容」に示す(1)～(3)の要件に適合することを証する書類を添付してください。

- ①緊急通報受信時に傷病者の緊急度・重症度の識別(トリアージ)を体系的かつ自動的に行う仕組みの仕様、当該仕組みの有効性を示す検証結果又は報告書及び当該仕組みに採用されているトリアージ基準などの書類
- ②通報を受けた時から出動するまでの手順を示した要綱などの書類
- ③救急現場において不測の事態が生じた場合に3人以上の救急隊員により対応する際の手順などを定めた活動基準及び運用要領などの書類
- ④通信指令業務を行う施設に常駐し対応する医師の勤務体制及び活動体制などについて記載した書類

また、参考書類として、地方公共団体において、本特例措置による救急業務の実施に関し、その適正な実施を確保すべく条例で措置を講じる場合は、当該条例(案)の写しを提出してください。

その他、認定に必須の書類ではありませんが、地方公共団体において発行している広報誌などについても、特例措置の適用に伴う住民への周知を確認するために可能な限り添付してください。

6. その他

認定にあたっては、現行規定により担保される安全性と同等の安全性が確認されることなどを精査する必要があるため、認定申請を予定している場合は、できる限り早めにご相談ください。